

特定非営利活動法人 ワーカーズコープ夢コープ

おでかけデイサービス夢コープいた 運営規程

[事業の目的]

第1条 特定非営利活動法人ワーカーズコープ夢コープが開設する「おでかけデイサービス夢コープいた」（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防・日常生活支援総合事業おでかけデイサービス（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、事業対象者又は要支援状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正かつ夢コープの理念に則った指定介護予防・日常生活支援総合事業おでかけデイサービス（以下「おでかけデイサービス」という。）を提供することを目的とする。

[運営の方針]

第2条 事業所の従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるために、その有する能力を最大限に活用できるようなサービス提供を行う。

2 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

[事業所の名称等]

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 おでかけデイサービス夢コープいた
- (2) 所在地 島田市伊太1番地の134

[従業者の職種、員数及び職務内容]

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う
- (2) 従業者 1名以上
従業者は、おでかけデイサービスの提供に当たる

[営業日、営業時間及びサービス提供時間]

第5条 事業所の営業日、営業時間及びサービス提供時間は次のとおりとする

- (1) 営業日
火曜日から土曜日までとする
ただし、国民の祝日・12月29日～1月3日および島田市老人福祉センターの休館日を除く
- (2) 営業時間
8時30分から16時30分までとする
- (3) サービス提供時間
10時00分から15時05分までとする

[利用定員]

第6条 利用定員は、1日12名とする。

[指定介護予防・日常生活支援総合事業おでかけデイサービスの内容]

第7条 おでかけデイサービスの内容は次の通りとする

- (1) 運動機能向上プログラム
- (2) 認知症予防支援等介護予防に効果的なプログラム
- (3) 健康状態の確認
- (4) 送迎
- (5) 栄養バランスのとれた食事の提供
- (6) その他の活動

[利用料金等]

第8条 おでかけデイサービスを提供した場合の利用料の額は、島田市が定める基準によるものとする。ただし、次に掲げる項目については次に定める料金の支払いを受ける。

- (1) 事業所が提供する食事代及びおやつ代 700円
 - (2) 通常の事業実施地域外の利用者に対する送迎費用
実施地域を越えた地点より1kmあたり30円
 - (3) おむつ代 1枚50円
 - (4) その他利用者が負担することが適当と認められる費用の実費相当額
- 2 利用料およびその他の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明したうえで支払いに対する同意を得るものとする。

[通常の事業の実施地域]

第9条 通常の事業の実施地域は、島田市向谷1丁目～4丁目、向谷元町、三ツ合町、大井町、本通1・2丁目、扇町、向島町、宮川町、中溝町、中溝4丁目、若松町、大川町、新町通、本通3丁目～5丁目、幸町、中央町、柳町、大津通、中河町、尾川、大草、ばらの丘1・2丁目、伊太とする。

[緊急時における対応方法]

第10条 事業所の従業者は、おでかけデイサービスを実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合は、速やかに緊急連絡先及び主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

[非常災害対策]

第11条 おでかけデイサービスの提供中に非常災害が発生した場合は、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずるものとする。また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとるものとする。

2 非常災害に備え、事業所は少なくとも年2回は避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

[衛生管理]

第12条 事業所は、おでかけデイサービスに使用する備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

2 従業者は感染症等の知識の習得に努めるものとする。

[秘密保持等]

第13条 事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。又退職後もこれらの秘密を保持する。

2 事業所の従業者は、前項の内容を守る旨の誓約書を、特定非営利活動法人ワーカーズコープ夢コープに提出する。

[虐待防止]

第 14 条 特定非営利活動法人ワーカーズコープ夢コープは、利用者等の人権の擁護・虐待の防止のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、以下の措置を講じる。

- ・虐待防止に関する指針を整備する。
- ・定期的な委員会を実施し、その内容を従業者に周知する。
- ・従業者に対し研修を実施する。

[身体拘束の禁止]

第 15 条 事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、切迫性・非代替性・一時性の 3 要素を確認の上、利用者や家族に同意を得たうえで必要最小限の範囲内で行う。その場合、身体拘束を行った日時・理由および様態等を記録するものとする。

[感染予防と拡大防止]

第 16 条 特定非営利活動法人ワーカーズコープ夢コープは、感染症から利用者等の健康・身体・生命を守るため以下の措置を講じる。

- ・感染症対策に関する指針を整備する。
- ・定期的な委員会を実施し、その内容を従業者に周知する。
- ・従業者に対し研修を実施する。

[苦情処理]

第 17 条 事業所は、提供したおでかけデイサービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当者を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

[損害賠償]

第 18 条 事業所は、サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

2 前項の損害賠償のために、損害賠償保険に加入する。

[サービス利用に当たっての留意事項]

第 19 条 サービス利用に当たっての利用者及びその家族の留意すべき事項は次の通りとする。

- (1) 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること
- (2) 管理者及び従業者の安全管理上の指示には必ず従うこと
- (3) 緊急時の連絡先を必ず申し出ること
- (4) 第 11 条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること

[その他の運営についての留意事項]

第 20 条 事業所は、良質なサービスの提供ができるよう、適正な勤務体制を整備するとともに、研修の機会を設け、常に従業者の資質の向上に努めるものとする。

2 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、特定非営利活動法人ワーカーズコープ夢コープと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

[地域との連携等]

第 21 条 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど、地域との交流を図るものとする。また、ボランティアを積極的に活用するよう努める。

[附則]

この規程は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

令和 3 年 4 月 1 日 改訂 第 14 条追加

令和 6 年 4 月 1 日 第 14 条改訂 第 15 条追加

令和 7 年 4 月 1 日 第 8 条 (1) 改定、第 15 条追加